

合理的配慮 ってご存じですか？

◎合理的配慮とは

修学場面における「合理的配慮」とは、本人のニーズに基づき、教育の本質を変えず、過度な負担のない範囲で、障害等のある学生が他の学生と同じように学ぶことができる機会を確保するために行う変更や調整のことです。

合理的配慮の内容は、建設的対話を通して決めます。

※単位取得を保障するものではありません。

◎対象となる学生

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者（慢性疾患、難病その他の機能障害等も含みます）で、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、合理的配慮を希望する学生。

※授業における配慮なので、授業に出席することが前提です。

◎合理的配慮の具体例

- ・視覚や聴覚に感覚過敏があるときは、授業中のサングラスやノイズキャンセリングヘッドホンの使用を許可する。
- ・病気等で授業中体調不良になった場合、中途退室や服薬を許可する。



◎合理的配慮に当たらない可能性が高い具体例

- ・配慮依頼文書の配付前にさかのぼって対応・配慮を求めること。
- ・欠席した授業を出席扱いにすること。
- ・成績評価において評価基準の変更を行ったり、合格基準を下げたりすること。
- ・授業の進め方の変更を行うことで、他の受講生の学習機会が著しく損なわれること。
- ・大学に過度の財政的負担になるような工事や、短期間での改修工事（バリアフリー対応等）を実施すること。

※合理的配慮は個々の病状等で配慮内容が変わってきます。詳細については学生特別支援室までお問い合わせください。

TEL:0172-39-3265

Mail: g-shien@hirosaki-u.ac.jp

